

一般会員（メンバー）規約

第1条（目的）

一般社団法人テクニカルディレクターズアソシエーション一般会員（メンバー）規約（以下、「本規約」とする）は、一般社団法人テクニカルディレクターズアソシエーション（以下、「当法人」とする）の定款の定めによる会費を定めるとともに、当法人の一般会員（メンバー）の入退会及び会員の特典義務等、当法人の運営ならびに一般会員（メンバー）活動の基本的事項を定める。

第2条（名称）

当法人は、一般社団法人テクニカルディレクターズアソシエーションという。

第3条（定義）

一般会員（メンバー）とは当法人の目的に賛同し、当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人とする。

第4条（入会申込等）

当法人の一般会員（メンバー）になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2 理事会は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

第5条（会員資格基準）

当法人の一般会員（メンバー）になろうとする者から前条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないとき
- (2) 過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分をうけたことがあるとき
- (3) 前条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき

会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき

- (4) その他協会が不適切と判断したとき

第6条（会費）

一般会員（メンバー）の年会費は無料とする。

第7条（有効期間）

一般会員（メンバー）資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受付け、その入会を承認したときから翌年3月31日までとし、以後、第8条による退会の申し出または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第8条（退会）

一般会員（メンバー）は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

第9条（除名）

一般会員（メンバー）が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 当法人に許可なく、当法人の活動と関わりのない独自の商業活動を会員向けに行った場合
- (4) 当法人に許可なく、当法人と競業する行為を行った場合
- (5) 当法人に許可なく、当法人の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (6) 当法人に許可なく、当法人の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (7) 当法人に登録の情報の虚偽の内容がある場合
- (8) 当法人又は当法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (9) 当法人の事業活動を妨害する等により当法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (10) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

第10条（会員資格の喪失）

前条の場合のほか、一般会員（メンバー）は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (2) 除名されたとき

第11条（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

一般会員（メンバー）が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する一般会員（メンバー）としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品の払い戻しを請求できない。

第12条（会員の権利）

一般会員（メンバー）は、次の各項目に掲げる権利を有する。

- (1) 当法人の事業に参加し、そのすべてを優先的に利用することができる権利
- (2) 当法人の会員であることを自らに関連する事業についての広告、パンフレット、催事、名刺等において示すことができる権利

第 13 条（会員の義務）

一般会員（メンバー）は次の義務を負う。

- (1) 当法人の規則及び議決に従う。
- (2) コミュニティ活動の活性化に努める。
- (3) 一般会員（メンバー）の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を理事会に提出すること。一般会員（メンバー）が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、当法人は、その責任を負わないものとする。

第 14 条（会員名簿）

当法人は、会員の名称または氏名及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

第 15 条（事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。また当法人は、理事会の承認を得て、必要な地に支部などを置くことができる。

第 16 条（会員規約の追加・変更）

本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、社員総会の決議により定める。

- 2 当法人は、社員総会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
- 3 当法人の社員総会の議決により変更された本規約は、当法人の Web サイト等に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

第 17 条（機密情報の保護）

当法人は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

第 18 条（個人情報の保護）

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第 19 条（免責及び損害賠償）

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人

は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 20 条 (法令の準拠)

当法人の総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、当法人が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、当法人の総ての一般会員（メンバー）に本規約を適用するものとし、総ての一般会員（メンバー）は本規約に同意し、遵守するものとする。

附則

本規約は、2021年10月1日から施行する。

2 この会員規約は、社員総会の議決を得なければ改正することができない。